

鉄道警察隊の活動状況等について

野村朋美*

鉄道警察隊は、各地の主要な駅に拠点を置き、鉄道施設において、個人の生命、身体および財産を保護し、犯罪の予防および検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とし、その任務を達成するために鉄道施設における警戒、パトロールおよび列車警乗等の活動を行っている。本報告では、駅等鉄道施設における犯罪情勢や活動状況について紹介する。

On the Activities of Railroad Police Squads

Tomomi NOMURA*

Railroad police squads are based at major stations in various localities, and their mission is to "Protect the life, person, and property of individuals; prevent crime; apprehend violators; prevent accidents, and otherwise maintain public safety and order at railroad facilities." To fulfill this mission, railroad police squads engage in activities including security and patrolling at railroad facilities, as well as policing on trains. In this report, the author introduces the state of crimes and police squad activities at stations and other railroad facilities.

はじめに

鉄道警察隊は、国鉄の分割・民営化に伴って鉄道公安制度が廃止されたことから、昭和62(1987)年、鉄道施設における犯罪の予防、検挙、事故の防止等鉄道に係る公共の安全と秩序の維持を任務として都道府県警察に設置され、主要な駅に拠点を置き、鉄道施設において警戒、パトロールおよび列車警乗等の活動を行っている。また、警察庁においては、生活安全局に鉄道警察管理室が設置され、鉄道警察の運営および管理に関する事務をつかさどっている。

1. 鉄道施設における犯罪情勢

駅等鉄道施設内における刑法犯認知状況については、おおむね減少傾向にある。

平成27(2015)年の総数は1万6,973件であり、過去

20年間のピークである平成15(2003)年の3万8,836件から比較すると2万1,863件減少(-56.3%)している(Fig. 1)。

1-1 粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝等)

平成27年の粗暴犯の認知件数は3,535件であり、平成19(2007)年以降減少傾向が見られる(Fig. 2)。

このうち、暴行・傷害は3,462件であり、刑法犯認知件数の20.4%を占めている。

1-2 窃盗犯

平成27年の窃盗犯の認知件数は9,325件であり、ピークとなった平成13(2001)年の3万107件と比較すると、2万782件減少(-69.0%)している(Fig. 3)。

1-3 風俗犯(強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等)

平成27年の風俗犯の認知件数は533件であり、ピークとなった平成16(2004)年の873件と比較すると、340件減少(-38.9%)している(Fig. 4)。

2. 平成28年の鉄道警察隊による検挙事例

平成28(2016)年中の鉄道警察隊による主な検挙事例については、以下の通りである。

* 警察庁生活安全局地域課鉄道警察管理室長
Assistant Commissioner, Community Police Affairs
Division, Community Safety Bureau, National Police Agency
原稿受付日 2016年9月13日
掲載決定日 2016年11月2日

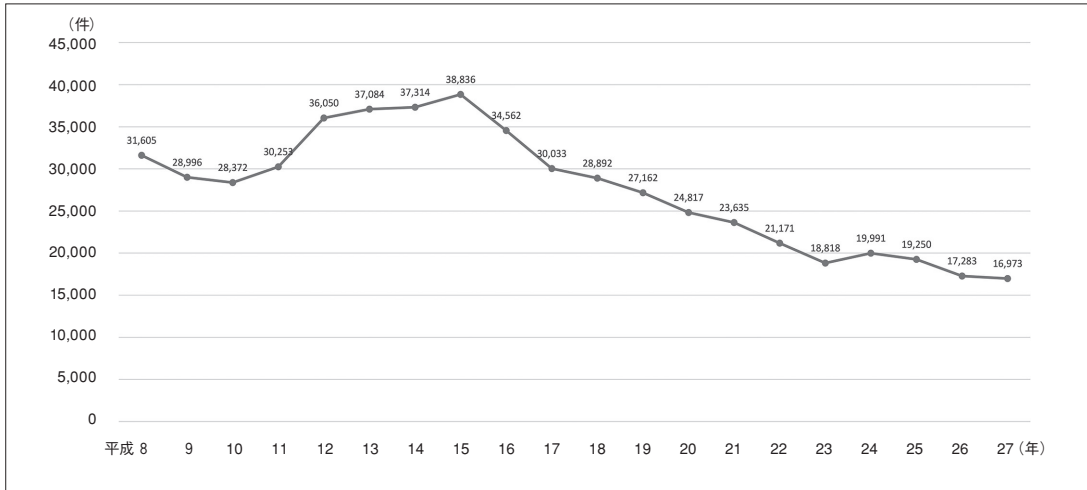


Fig. 1 駅等鉄道施設内における刑法犯認知状況

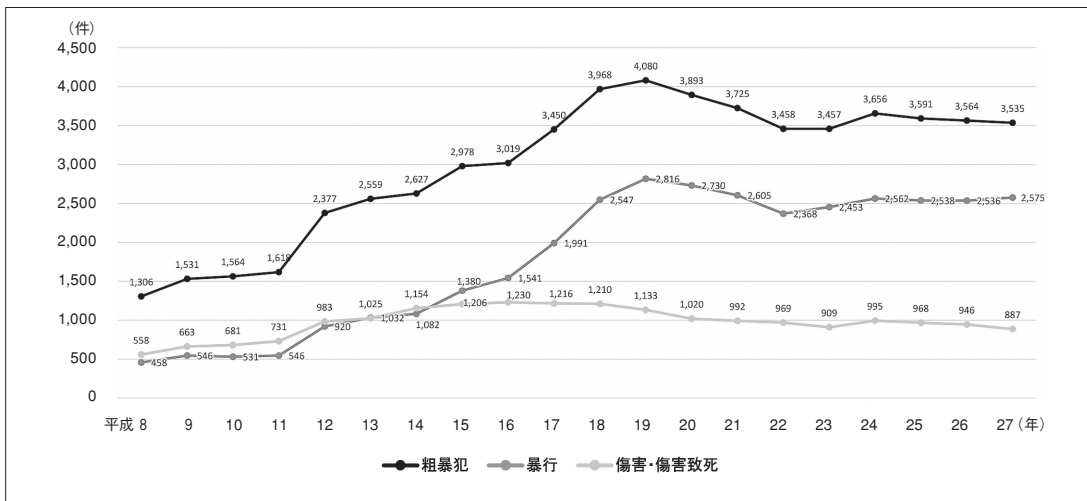


Fig. 2 駅等鉄道施設内における粗暴犯認知状況

2-1 窃盗犯

- 1) 列車内において用事を済ませるため席を立った乗客の座席に置かれていた手提げバッグを盗んだ窃盗犯人を現行犯逮捕した。本事例では、隣接県においても同様の被害届が受理されていたことから、隣接県警察および鉄道事業者と連携して警戒を強化していたところであった。
- 2) 停車中の列車（在来線）内において寝込んでいる乗客のかばんの中から財布を取り出し、紙幣を抜き取った窃盗犯人を現行犯逮捕した。
- 3) 地下鉄駅に停車中の列車内において寝込んでいる乗客のズボンのポケットから財布を抜き取った窃盗犯人を現行犯逮捕した。

2-2 盗撮、痴漢等条例違反

- 1) 列車の座席対面に座っていた女性のスカート内をのぞき見た上で、自らの下腹部をなでるなどして羞恥させた上、駅構内において「名前と住所を教えて」と声を掛けて不安を覚えさせた男を条例違反で逮捕した。この事件は、被害者からの届け出を受け、所要の捜査により被疑者を特定したものである。
- 2) 駅構内のエスカレーターにおいて、前を行く女性のスカート下に動画撮影機能付き携帯電話を差し向け、スカート内を動画撮影した男を、条例違反で現行犯逮捕した。本事例では、警察安全相談により被害を認知した鉄道警察隊が警戒

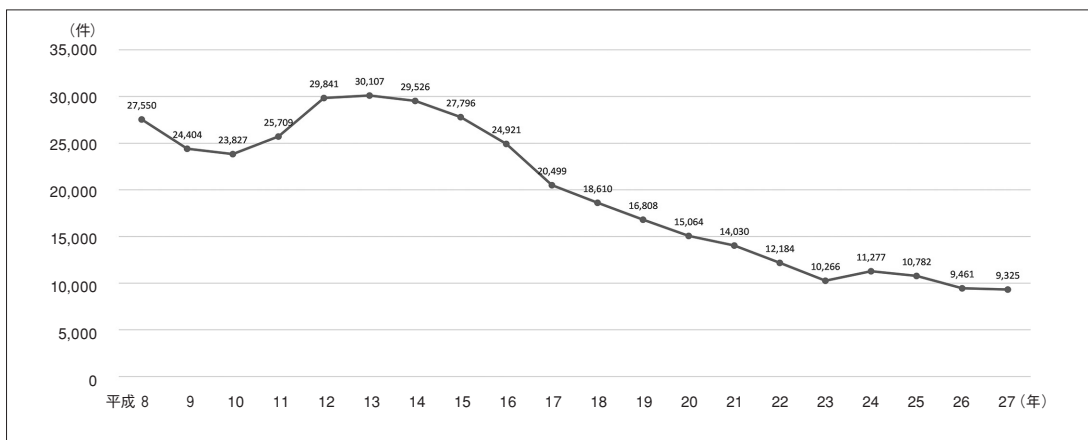


Fig. 3 駅等鉄道施設内における窃盗犯認知状況

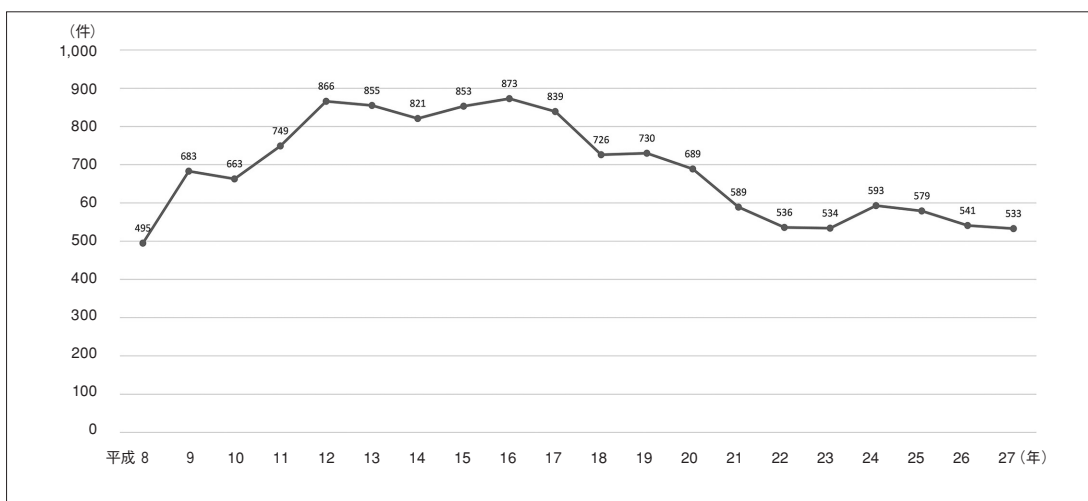


Fig. 4 駅等鉄道施設内における風俗犯認知状況

を強化していたものである。

- 3) 列車に乗車中の女性の背後から臀部を触る卑わいな行為をした男を条例違反で通常逮捕した。本事例は相談電話で認知し、所要の捜査により被疑者を特定したものである。

3. 鉄道施設における犯罪等の予防および安全確保に向けた対策

鉄道警察隊では、鉄道施設における事件・事故の発生傾向等を踏まえ、鉄道事業者と連携して鉄道施設における警戒、パトロールの強化や各種訓練を実施しており、これらの取り組みを通じて事件・事故の未然防止および事態対処能力の向上に努めている。また、各種キャンペーン等の施策を通じて鉄道利用者の防犯意識の高揚を図るなど、鉄道施設における安

全と安心を確保するための取り組みを推進している。

3-1 連絡協議会の開催等による情報共有と意見交換の推進

鉄道施設や列車内における事件・事故の防止には、鉄道事業者との連携が不可欠であることから、連絡協議会を活性化することなどにより、鉄道事業者との連携を強めるとともに、鉄道施設内の犯罪情勢の分析や防犯診断に基づき、防犯対策を促進するための情報の共有、意見交換を推進している。

さらに、鉄道利用者、鉄道施設内の各種事業者、駅付近の住民、沿線の自治体等とも連携し、犯罪の予防、痴漢被害の防止、少年非行の防止等の各種キャンペーンを促進している。

3-2 各種訓練の実施

鉄道施設や列車内における火災の発生や不審物件

の発見、大規模地震等の災害、列車の脱線等の不測の事態を想定し、鉄道事業者や消防等関係機関と連携した訓練を不定期に開催することで、初動措置の確認や関係機関相互の役割を確認するなど連携強化を図っている。

例) 北海道警察と青森県警察では、平成28年3月に開通した北海道新幹線について、開通前から鉄道事業者との連携をいっそう強化し、青函トンネル内での列車火災を想定した避難誘導訓練を繰り返し行うなど開業後の安全確保に向けた取り組みを進めている。

3-3 鉄道職員等に対する防犯講習の実施

鉄道警察隊は、JRおよび私鉄の各支社等からの要請を受け、防犯講話や護身術の訓練といった出張講習を実施している。この講習を受けた女性職員からは、「危険を察知してけがを防止するイメージを持つことができた」との声が寄せられ、防犯意識の高揚に効果が見られた。また、この講習については、中学校や高校からの要望にも応じており、通学(列車利用)時に痴漢等の被害に遭う恐れのある女子生徒を対象とした講習を実施している。

3-4 相談に対する取り組み

警察相談により認知した事案のうち、盗撮や痴漢、つきまとい等今後も同種事案の発生が懸念され、被害が拡大する恐れが認められる事案については、相談者の意向を確認した上で同行警乗の実施、捜査活動の強化などの対応により問題解決に取り組んでいる。

平成28年中に警察相談を基に鉄道警察隊が対応して問題解決に至った事案の主な事例は次の通りであり、いずれも相談者が抱えていた不安を取り除く効果を上げている。

- 1) 「かわいいね」など声を掛けられ不安を覚えたという相談内容について、行為者を割り出し、事実確認を行った上で嚴重に注意し、今後同様の行為をしないよう誓約させた事案
- 2) 駅で同じ男から繰り返し写真を撮られるとの相談について、被疑者を割り出しストーカー規制法により警告を実施した事案
- 3) 盗撮に関する相談について、行為者を割り出し、事実確認を行ったところ、相談者の誤解であることが判明した事案

4. 時機を捉えた警戒の実施

鉄道警察隊では、鉄道施設等において発生する事

案や発生傾向を踏まえ、時機に応じてメリハリを持たせた警戒を実施している。

4-1 主要国首脳会議および関連行事開催に伴うテロ対策の推進

三重県における主要国首脳会議および関連関係会議の開催に伴い、関連する主要駅をはじめとする全国各地の駅において、鉄道事業者と連携し、警戒警備を強化した。

その内容は、列車警乗の強化、駅構内における流動警戒や駐留警戒の強化、不審物件を設置される恐れのある備品の撤去に関する申し合わせ、事案発生時の通報・連絡体制の再確認、テロ防止を呼び掛ける広報の徹底というもので、これらの対策を通じて駅等鉄道施設におけるテロの未然防止に努めた。

4-2 最近の鉄道施設等における特異な事案への対応

警察庁では、特異な事案が発生し、全国で対応を取る必要があると認めた場合、全国の鉄道警察隊に対して、警戒強化等に関する指示を出している。

近年では、平成27年6月に発生した新幹線内における殺人・現住建造物等放火事件や平成28年5月に発生した新幹線内で刃物を携帯した男を車掌等が取り押さえた銃砲刀剣類所持等取締法違反事件について、職務質問の徹底や鉄道事業者との連携による不審者の把握に係る対応をいっそう推進するよう指示を出しており、これに基づき、各地の鉄道警察隊では、鉄道連絡協議会等を通じた通報・連絡体制の再確認や火災発生時における適切な対応を取るための合同訓練の実施など、同種事案の未然防止対策および発生時の的確な対応に向けた取り組みを推進している。

また、平成28年8月、地下鉄の駅ホームにおいて発生した視覚障害者の転落死亡事故については、ホーム上をパトロールする際に視覚障害者を認めた場合は、積極的な声掛けを行うことなどについて配意事項を示している。

おわりに

鉄道施設における犯罪等を防止し、鉄道利用者の安全と安心を確保することは、国民の体感治安に直接影響するものであり、警察としては、引き続き鉄道事業者をはじめ関係機関・団体等と連携して鉄道施設に対する警戒警ら活動を推進し、犯罪の未然防止と事案発生時の迅速な対応のための各種施策を時機に応じて総合的に推進していくこととしている。